

国交省のLCCO₂削減に向けた制度検討の取り組みと仕上材料業界に求められる対応

日本建築仕上材工業会 事務局長 越中谷 光太郎

1.「建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度」中間とりまとめについて

国土交通省にて検討が進められている「建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度」について、「中間とりまとめ」が令和8年1月28日に公表された。

ここでは、その概要を説明する。なお、詳細については国土交通省ホームページ(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000302.html)に掲載されているので、そちらをご覧ください。

この制度の背景、ならびに、「中間とりまとめ」の概要は以下のようなものとなる。

- (1) 地球温暖化による甚大な被害が各地で報告される中、我が国のCO₂等総排出量の約4割を占める建築物分野について、一刻も早い脱炭素化対策が求められている。
- (2) 国際的にも、建築物のライフサイクルカーボン(LCCO₂)政策の措置が求められている(EUでは2028年より一定規模以上の新築建築物についてLCCO₂報告義務)。
- (3) 有価証券報告書・サステナビリティ情報開示において、時価総額3兆円以上の上場企業(大手不動産事業者等を含む)には遅くとも2028年よりScope3開示を求める方向で検討が進められている。
- (4) 2025年4月、内閣官房に設置された「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」において「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」が策定・公表され、2028年度を目途に建築物のLCCO₂評価の実施を促す制度の開始を目指すこととされた。
- (5) 基本構想を踏まえ、「建築物LCCO₂評価の実施を促

す措置」、「建築物LCCO₂評価結果の表示を促す措置」、「建築物LCCO₂評価に用いる建材・設備のCO₂等排出量原単位の整備」等について、現状と課題を整理し、早急に講ずべき施策の方向性についてとりまとめた。

特に、我々の仕上材料業界に関連するのは(5)の中に記載されている「建築物LCCO₂評価に用いる建材・設備のCO₂等排出量原単位の整備」であり、各種建材のCO₂等排出量原単位(各種建材の製造・出荷・建設・解体・廃棄時に発生するCO₂排出量)を各メーカーが整備し、各種建材群の代表値を業界団体が算出することが期待されている。

これは、わが国全体としての建築物のライフサイクルカーボンを将来的に削減していくには、建築主や設計者が建築しようとしている建築物のライフサイクルカーボンを把握したうえで、削減の検討を促すことが必要と考えられているためである。その把握には、各種建材および設備のライフサイクルカーボンを積み上げて算出する必要がある。

そのため、「中間とりまとめ」の「現状と課題」において、「建材・設備CO₂等排出量原単位の整備が課題」としており、早急に講ずべき施策の方向性として「建材・設備CO₂等排出量原単位の整備方針の策定及び建材・設備における表示ルールの方針を検討すべき」としている。

タイムスケジュールもある程度明確になっており、国土交通省では建築主や設計者に建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す制度の開始を2028年度と想定しており、建材・設備CO₂等排出量原単位の整備はそれまでに実施する方向で検討が進められている。

一方、多くの建材・設備において、CO₂等排出量原単位が整備されていないという現状がある。そのため、各団体・メーカーの取り組みの進捗に応じて、以下のような対応が求められる予定となっている(図1参照)。